国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の提供に関する細則

平成30年２月14日制定

令和元年９月14日改正

（趣旨）

第１条 この細則は，国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成17年４月１日制定。以下「規程」という。）第55条の規定に基づき，本学非識別加工情報（非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条 この細則において使用する用語は規程において使用する用語の例とする。

（非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書）

第３条 規程第46条第１項に規定する書面は，別紙様式第１号に定めるものとする。

（誓約書）

第４条 規程第46条第３項第１号に規定する書面は，別紙様式第２号に定めるものとする。

（審査結果通知書）

第５条 規程第48条第２項の規定による通知は，別紙様式第３号の審査結果通知書により行うものとする。

２ 規程第48条第４項の規定による通知は，別紙様式第４号の審査結果通知書により行うものとする。

（非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書）

第６条 規程第49条に規定する本学非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類は，別紙様式第５号に定めるものとする。

（準用）

第７条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年３月31日個人情報保護委員会規則第２号）第４条（同条第６項を除く。），第６条，第８条（同条第１項第１号を除く。）及び第９条の規定は，規程第46条第１項の提案をする場合について準用する。この場合において，第３条中「別記様式第１号」とあるのは「別記様式第６号」と，第５条第１項中「別記様式第３号」とあるのは「別記様式第７号」と，第６条中「別記様式第５号」とあるのは「別記様式第８号」と読み替えるものとする。

附 則

この細則は，平成30年２月14日から施行する。

附 則

この細則は，令和元年９月14日から施行する。

別紙様式第１号（第３条関係）

国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報を

その用に供して行う事業に関する提案書

年 　　月　　 日

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

郵 便 番 号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあっては，本店又は主たる

事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 　　名（自筆で記入したときは，押印を省略できる。法

人その他の団体にあっては，名称及び代表者の

氏名を記載することとし，代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）　　　　　印

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレ

スを記載すること。担当部署等がある場合は，

当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第46条第１項の規定により，以下のとおり国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

１．個人情報ファイルの名称

２．国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の本人の数

３．加工の方法を特定するに足りる事項

４．国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の利用

（１）利用の目的

（２）利用の方法

（３）利用に供する事業の内容

（４）上記（３）の事業の用に供しようとする期間

５．漏えいの防止等国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

６．国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の提供の方法

（１）提供媒体　 ☐ ＣＤ－Ｒ 　☐ ＤＶＤ－Ｒ

（２）提供方法　 ☐ 窓口受領　 ☐ 郵送

記載要領

１．「個人情報ファイルの名称」には，本学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第条45条第１項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

２．「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の本人の数」には，提案をする者が提供を求める国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。

３.「加工の方法を特定するに足りる事項」には，本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には，個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば，記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお，提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に，国立大学法人滋賀医科大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準に定める不開示情報が含まれる場合，当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

４.「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の利用」には，（１）から（４）までの事項を具体的に記載すること。また，（４）の「上記（３）の事業の用に供しようとする期間」には，事業の目的，内容並びに非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

５.「漏えいの防止等国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には，「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

６．「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の提供の方法」には，該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

７．用紙の大きさは，Ａ４とすること。

別紙様式第２号（第４条関係）

誓 約 書

年　　 月　　 日

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

（ふりがな）

氏 　　名（自筆で記入したときは，押印を省略できる。法人その他の団体にあっては，名称及び代表者の氏名を記載することとし，代表者が自筆で記入

したときは押印を省略できる。）　　　　　印

国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第46条第３項第１号又は第51条第２項において準用する46条第３項第１号の規定により，提案する者（及びその役員）が，下記の欠格事由に該当しないことを誓約します。

記

一　未成年者

二　精神の機能の障害により本学非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四　禁錮以上の刑に処せられ，又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関す

　る法律，個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

五　本学非識別加工情報の利用に関する契約を解除され，その解除の日から起算して２年を経過しない者

六　行政機関個人情報保護法第44条の14に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され，その解除の日から起算して２年を経過しない者

七　法人その他の団体であって，その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

記載要領

１．不要な文字は，抹消すること。

２．役員とは，取締役，執行役，業務執行役員，監査役，理事及び監事又はこれらに準ずる者をいう。

３．用紙の大きさは，Ａ４とすること。

別紙様式第３号（第５条第１項関係）

滋医大　　 号

年　　月　　日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人滋賀医科大学長

印

年 月 日付け「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について，国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合すると認めるので，国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第48条第２項の規定により，以下の事項を通知します。

１．契約の締結

本学との間で本学非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

本学非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は，下記２．に従って手数料を納付の上，国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第48条第３項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

２．手数料

（１）納付すべき手数料の額

（２）手数料の納付方法

（３）手数料の納付期限

３．本学非識別加工情報の提供の方法

４．その他

注 用紙の大きさは，Ａ４とすること。

別紙様式第４号（第５条第２項関係）

滋医大　　 号

年　　月　　日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人滋賀医科大学長

　　　印

年 月 日付け「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について，以下の理由により，国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準第　　項の基準に適合しないと認めるので，国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第48条第４項の規定により，以下の事項を通知します。

（提案が本学非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合しないと認める理由）

記載要領

１．「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合しないと認める理由」は，適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

２．用紙の大きさは，Ａ４とすること。

別紙様式第５号（第６条関係）

国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 　　月　　 日

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

郵 便 番 号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあっては，本店又は主たる

事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 　　名（自筆で記入したときは，押印を省略できる。法

人その他の団体にあっては，名称及び代表者の

氏名を記載することとし，代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）　　　　　印

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレ

スを記載すること。担当部署等がある場合は，

当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け滋医大　　号の「審査結果通知書」を受領しましたので，国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第49条の規定により国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

１．不要の文字は，抹消すること。

２．非識別加工情報の利用に係る手数料は，国立大学法人滋賀医科大学国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第48条第２項により通知した事項に従って納付すること。

３．用紙の大きさは，Ａ４とすること。

別紙様式第６号（第７条関係）

作成された国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報を

その用に供して行う事業に関する提案書

年 　　月　　 日

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

郵 便 番 号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあっては，本店又は主たる

事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 　　名（自筆で記入したときは，押印を省略できる。法

人その他の団体にあっては，名称及び代表者の

氏名を記載することとし，代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）　　　　　印

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレ

スを記載すること。担当部署等がある場合は，

当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第51条第２項の規定により，以下のとおり作成された国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

１．提案に係る国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報を特定するに足りる事項

２．国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の利用

（１）利用の目的

（２）利用の方法

（３）利用に供する事業の内容

（４）上記（３）の事業の用に供しようとする期間

３．漏えいの防止等国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

４．国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の提供の方法

（１）提供媒体 ☐ ＣＤ－Ｒ ☐ ＤＶＤ－Ｒ

（２）提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

１．不要な文字は、抹消すること。

２.「提案に係る国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報を特定するに足りる事項」には，本学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿に記載された当該非識別加工情報の概要を記載すること。

３.「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の利用」には，（１）から（４）までの事項を具体的に記載すること。また，（４）の「上記（３）の事業の用に供しようとする期間」には，事業の目的，内容並びに国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

４.「漏えいの防止等国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には，「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

５．「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の提供の方法」には，該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

６．用紙の大きさは，Ａ４とすること。

別紙様式第７号（第７条関係）

滋医大　　 号

年　　月　　日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人滋賀医科大学長

印

年 月 日付け「作成された国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について，国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合すると認めるので，国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第48条第２項の規定により，以下の事項を通知します。

１．契約の締結

本学との間で本学非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

本学非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は，下記２．に従って手数料を納付の上，国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第48条第３項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

２．手数料

（１）納付すべき手数料の額

（２）手数料の納付方法

（３）手数料の納付期限

３．本学非識別加工情報の提供の方法

４．その他

注 用紙の大きさは，Ａ４とすること。

別紙様式第８号（第７条関係）

滋医大　　 号

年　　月　　日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人滋賀医科大学長

　　　印

年 月 日付け「作成された国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について，以下の理由により，国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準第　　項の基準に適合しないと認めるので，国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第48条第４項の規定により，以下の事項を通知します。

（提案が国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合しないと認める理由）

記載要領

１．「国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその用に供して行う事業に係る提案の審査に関する基準に適合しないと認める理由」は，適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

２．用紙の大きさは，Ａ４とすること。